

## 農薬残留確認調査事業実施要領

制定 平成22年4月1日、22農経第101号  
一部改正 平成23年4月1日、23農経第8号  
一部改正 平成24年3月5日、23農経第1610号

### 第1 目的

農薬の農作物、土壌等への残留量について調査を実施し、登録保留基準への適合状況や農薬の飛散防止技術の効果を確認することにより、農薬の適正使用の総合的な推進を図り、もって食の安全と消費者の信頼の確保、さらには農業の健全な発展に資するものとする。

### 第2 事業の内容及び実施要件

#### 1 事業の内容

農薬の農作物、土壌等への残留分析を実施し、その結果を登録残留基準及び生産履歴記帳と照合する。

#### 2 事業の実施要件

この事業は、次の要件に適合するものでなければならない。

- (1) 地域の実態に即し、生産段階における農産物の安全性の確保に役立つものであること。
- (2) 補助事業は、単年度に完了すること。
- (3) 助成対象経費は、外部機関等における農薬残留分析の実施に要する委託費又はイムノアッセイ法の実施に要する試薬費等（分析に必要試薬類や必要な資材等）とする。
- (4) 定性分析法で実施する場合は、農薬の農作物、土壌等への残留量は、概ね100成分以上を測定するものとする。

### 第3 事業実施主体

事業実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 市町村
- (2) 農業協同組合（農事組合法人を含む。）
- (3) 農業協同組合中央会
- (4) 農業協同組合連合会
- (5) 営農集団（農事組合法人以外の農業生産法人。ただし、受益農家数は3戸以上とする。）
- (6) 特認団体（知事が東海農政局長と協議して適当と認める団体とする。この場合、代表者の定めがあり、かつ、定款等組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）

## 第4 事業計画の作成及び認定等

### 1 事業計画の策定

(1) 事業実施主体が次に掲げる団体の場合は、農林水産部長と調整の上、事業計画書（別紙様式1）を作成するものとする。

ア 地域の団体

イ 名古屋市に所在地を置く農業協同組合、営農集団及び特認団体

(2) 事業実施主体が（1）に掲げる団体以外の場合は、主たる所在地を管轄する県農林水産事務所等の意見を聴取し、事業計画書を作成するものとする。

### 2 事業計画の認定

(1) 事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、1の（1）に掲げる団体については農林水産部農業経営課に事業計画書1部を、1の（1）に掲げる団体以外の団体については主たる所在地を管轄する区域の農林水産事務所に事業計画書2部を提出し、知事に実施計画の認定を申請するものとする。

(2) 知事は、事業計画が適当であると認められるときはその旨認定するものとする。

### 3 事業計画の変更

事業実施主体は、事業計画の重要な変更をしようとするときは、2の手続きに準じて行うものとする。

## 第5 事業の実施

### 1 事業の実施

事業は、第4の2の（2）の認定があった事業計画に基づいて事業実施主体が必要な手続きのうえ実施するものとする。

### 2 着手届の報告

(1) 事業の着手は、原則として補助金の交付決定により行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、その理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式2）を第4の2の（1）に準じて知事に提出しなければならない。

(2) （1）のただし書きにより交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実である旨の知事からの文書による通知を受けて、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定前までのあらゆる損失等は自らの責任で行うものとする。

## 第6 指導援助

県は、事業計画の作成、事業実施の円滑かつ適正な推進を図るため、関係部課、農林水産事務所、農業総合試験場等関係機関の職員による積極的な指導、援助を行うものとする。

## 第7 助成

県は、第4の2の(2)により認定した事業計画に基づいて実施する事業に要する経費に対し、別に定める補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助するものとする。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

別紙様式1

番 号  
年 月 日

愛知県知事 ○○○○ 殿

事業実施主体 氏名 印

平成 年度農薬残留確認調査事業計画書(変更)の認定について (申請)

このことについて、認定を受けたいので農薬残留確認調査事業実施要領第4の2の(1)  
(変更の場合にあっては第4の3)により、別添のとおり事業計画書(変更)を添えて申  
請します。

(注) 変更の場合にあっては、計画変更の理由を別紙(様式任意)に記載すること。

(別添)

平成 年 度 農 薬 残 留 確 認 調 査 事 業 計 画 書 (変 更)

1 事業の目的

2 事業の内容

農薬残留確認調査の実施計画

項 目 (※1)	分 析 検 体 数		農薬取締法違反件数		本 年 度 事 業 費	備 考
	本 年 度 計 画	前 年 度 実 績	本 年 度 目 標	前 年 度 実 績		
定性分析法	件	件	件	件	円	
定量分析法						
イムノアッセイ法						
合 計						

※1 項目の欄は、分析手法（定性分析法、定量分析法、イムノアッセイ法など）ごとに記入する。

※2 備考には、事業費の積算根拠を記入する。

3 経費の配分

区 分	事 業 費 (消費税相当額)	負 担 区 分			備 考
		県 費	市 町 村 費	そ の 他	
		農薬残留分析費 (委託費)	円 ( )	円	
農薬残留分析費 (試薬費等)	( )				
合 計	( )				

4 事業予定期間

事業着手日 平成 年 月 日

事業完了日 平成 年 月 日

(注) 計画変更の場合にあつては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別紙様式2

番 号  
年 月 日

愛知県知事 殿

事業実施主体 氏名 印

平成 年度農業改良普及対策事業補助金の交付決定前着手届

農薬残留確認調査事業実施要領第5の2の(1)に基づき、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業実施主体	事業内容 (分析手法)	事業量	事業費	着手 予定 年月日	完了 予定 年月日	理由